民間賃貸住宅に関するよくあるご質問(退去後編)

※本内容は令和6年1月31日時点の法令の内容を基に作成しています。

注:ガイドライン=国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

項目	よくある質問	ご回答
フローリング	引越し作業中にフローリングに大きな	原則支払う必要があると考えられま
	キズを付けてしまいました。退去の際	す。ガイドラインでは、「引越し作業
	に、修繕費を請求されましたが、支払	中にできたキズは、借主の善管注意義
	う必要がありますか。	務違反又は過失に該当する場合が多い
		と考えられる。」とされています。
電気ヤケ	冷蔵庫やテレビの裏の壁が黒ずんでし	原則支払い義務はないものと考えられ
	まいました。借主の負担で原状回復を	ます。ガイドラインでは、冷蔵庫やテ
	しなければなりませんか。	レビ裏の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)
		は、「通常の使用ととらえるのが妥当
		と考えられる。」とされています。
ペットが付けた	ペットがつけたキズについて、原状回	ガイドラインでは、ペットがつけたキ
キズ	復費用を求められています。応じる必	ズについては、通常の使用によるもの
	要はありますか。	とされておらず、「借主負担と判断さ
		れる場合が多いと考えられる。」とさ
		れています。したがって、原則応じる
		必要があると考えられます。
鍵の交換	退去時に鍵の交換代を請求されまし	ガイドラインでは、「入居者の入れ替
	た。支払う必要はありますか。	わりによる物件管理上の問題であり、
		貸主の負担とすることが妥当と考えら
		れる。」とされており、原則支払う必
		要はないと考えられます。
		ただし、賃貸借契約書内に、借主負担
		の特約があればその限りではありませ

ハウスクリーニ	退去時にハウスクリーニング代を請求	ガイドラインでは、「賃借人が通常の
ング	されました。支払う必要はあります	清掃(具体的には、ゴミの撤去、掃き掃
	か。	除、拭き掃除、水回り、換気扇、レン
		ジ回りの油汚れの除去等)を実施してい
		る場合は次の入居者確保のためのもの
		であり、賃貸人負担とすることが妥当
		と考えられる。」とされています。た
		だし、ガスコンロ置き場、換気扇等の
		油汚れやすす、風呂、トイレ、洗面台
		の水垢、カビ等は、「日常の不適切な
		手入れもしくは用法違反による設備の
		毀損」として、「賃借人の善管注意義
		務違反に該当すると判断されることが
		多いと考えられる。」とされているた
		め、借主負担となる場合もあります。
		ただし、賃貸借契約書内に、ハウスク
		リーニング代は借主負担の特約があれ
		ば原則として支払う必要があると考え
		られます。
退去請求	貸主から更新を拒否され、退去するよ	貸主が更新を拒否するには借地借家法
	う請求されました。退去する必要はあ	第28条の規定により、正当事由が必要
	りますか。	です。正当事由の有無についてはケー
		スバイケースですので、個別に検討さ
		れることとなります。
		もし仮に、正当事由があると認められ
		れば、借地借家法第28条第1項によ
		り、借家の場合は、期間満了の1年前
		から半年前までの間に、借主に対し更
		新しない旨の通知をすれば、期間満了
		時に賃貸借契約は満了します。